

第2回東久留米市社会福祉審議会及び包含計画検討部会 会議録

日時：令和6年6月19日（水）

午後7時00分～9時00分

場所：庁議室（市役所4階）

【事前配付資料】

次第

資料1「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）（東久留米市成年後見制度利用促進基本計画、東久留米市再犯防止推進計画）（骨子案）」

1 開会

事務局：

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、令和6年度第2回東久留米市社会福祉審議会及び包含計画検討部会を開催いたします。

本日の会議の開催につきましては、東久留米市社会福祉審議会条例第6条の規定により、審議会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとなっております。本日の欠席者は3名ですが、過半数に達しておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

議題に入ります前に、前回の審議会において、包含計画検討部会の臨時委員として委嘱させていただきました〇〇委員が、今回初めてご出席されますので、一言ご挨拶いただきたいと存じます。

（〇〇委員自己紹介）

事務局：

ありがとうございました。〇〇委員、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、会議の傍聴についてですが、令和5年度第1回審議会でご確認いただいておりますように、傍聴希望がございましたら許可することとさせていただきます。ご承知おきの程よろしく願いいたします。

（1名傍聴者あり）

事務局：

続きまして、配付資料の確認をいたします。本日、机上に配付しております資料につきまして、確認をお願いいたします。事前にお送りしてあるものと同じです。

次第が1枚。

資料1「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）（東久留米市成年後見制度利用促進基本計画、東久留米市再犯防止推進計画）（骨子案）」と書かれた資料が1部。以上です。

それでは、ここから議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長よろしく願いいたします。

2 東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の骨子案について

会長：

早いもので半袖の季節になりました。

私不覚ながら、先日新幹線に乗っていて具合が悪くなり、体調が悪化してしまい、このままだと新幹線の途中で急病人対応になってしまうのかとドキドキしていました。おそらく熱中症だと思いますが、予想していなかった一件でした。皆様も気をつけていただければと思います。

第2回東久留米市社会福祉審議会及び包含計画検討部会を開催します。

先ほどご紹介いただきましたが、今回から〇〇委員にもご参加いただきます。今、保護司さんが社会的にも大変な状況になっていて、あつてはならない注目のされ方をしています。

いろいろとお話を聞かせていただくということで、よろしく願いいたします。

では本日の内容は、非常にシンプルになっています。どうぞよろしく願いいたします。次第に沿って進めさせていただきます。

では「次第2. 東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の骨子案について」事務局からご説明をお願いします。

事務局：

それでは、事務局よりご説明いたします。

お手元の資料1「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）（東久留米市成年後見制度利用促進基本計画、東久留米市再犯防止推進計画）（骨子案）」をご覧ください。

当骨子案では、目次にもございますとおり、第1章「地域福祉計画の改定にあたって」、第2章「地域福祉を取り巻く現状と課題」、第3章「計画の基本的な考え方」、第4章「施策展開」、第5章「計画の推進方策」について記載しており、また、参考資料といたしまして、第3次計画の振り返り、統計データ等を記載する予定です。

本日の審議会及び部会では、第1章及び第2章、そして第3章の基本理念の部分について、委員の皆様にご説明をし、ご審議いただきたいと思いますと考えております。

それではまず、1ページをお開きください。第1章「地域福祉計画の改定にあたって」についてです。ここでは、2ページから13ページにかけて計画改定の趣旨、計画の位置づけや期間等、改定にあたっての基本的な六つの事項を記載しています。

2ページをご覧ください。「1 計画改定の趣旨」についてですが、ここでは2ページの上段から中段にかけて、計画改定の趣旨について、下段には、本計画で用いる用語の定義について記載しています。

また、3ページには、地域福祉についての、4ページには、成年後見制度及び再犯防止についてのコラムを記載しています。

続きまして、5ページをご覧ください。

「2 地域福祉の動向」についてですが、5ページから8ページにかけて、国、東京都、東久留米市ごとの動向について記載しています。まず、国の動向についてですが、5ページには、地域福祉、また、成年後見制度や再犯防止に関する法改正や計画について、年度ごとに記載しています。

6ページには、平成28年6月のニッポン一億総活躍プランにおいて示されました地域共生社会のイメージ図、また、地域共生社会を実現する手段の一つとして、重層的支援体制整備事業が創設されたこと、下段には、成年後見制度及び再犯防止に関する法律について、記載しています。

7ページには、東京都の動向といたしまして、第二期東京都地域福祉支援計画の概要、第二次東京都再犯防止推進計画の主な取り組みについて、記載しています。

8ページには、本市の動向といたしまして、現行計画（第3次改定）の振り返りを記載しています。内容については記載のとおりですが、現行計画では、新型コロナウイルス感染症の拡大で多くの地域福祉活動や事業の休止、延期を余儀なくされる中、市は地域福祉コーディネーターの配置や体制整備、住民主体の住民自主組織の結成、ひきこもり家族会への支援等に取り組んでまいりました。

続きまして、9ページ「3 計画の位置づけ」についてです。上段には、法的位置づけといたしまして、計画を策定するにあたる法的根拠を記載しています。中段には、市政における位置づけとして、第5次長期総合計画のもと、地域福祉計画が福祉の各分野における共通事項を定める福祉分野の上位計画であること、東久留米市社会福祉協議会と緊密な連携を図ることを記載しており、下段には、主な計画との関連図を記載しています。

10ページには、東久留米市社会福祉協議会のコラムを記載しています。

続きまして、11ページ「4 計画の期間」についてですが、地域福祉計画の他、長期総合計画や各福祉分野における計画期間を記載しています。

12ページ「5 市民意識調査、関係団体調査の実施」についてです。次期計画の策定にあたり実施しました市民意識調査（アンケート調査）及び関係団体調査についての概要を記載しております。

最後に、13ページ「6 SDGs（持続可能な開発目標）の推進」についてです。上段にございますとおり、本市は、令和5年8月に「東久留米市SDGs推進方針」を定め、本方針では、第5次長期総合計画で定めた諸施策をSDGsの目標と関連付けて展開していくことを推進しています。第5次長期総合計画の地域福祉分野で推進するSDGsの目標については、記

載のとおり、6つの目標を位置づけております。中段から下段にかけては、SDGsの概要を記載しています。第1章「地域福祉計画の改定にあたって」については、以上です。

続きまして、15ページをご覧ください。第2章「地域福祉を取り巻く現状と課題」についてです。ここでは、16ページから32ページにかけて、本市における人口等の動向や地域資源等の状況、また、市民意識調査や審議会等での意見を踏まえて、これからの地域福祉の課題を記載しています。

16ページ「1 人口等の動向」についてですが、16ページから18ページに記載しています。

まず、16ページの人口の変化については、平成30年と令和5年、また、令和22年(2040年)の本市における年齢区分ごとの人口数及び割合等を記載しています。

17ページの世帯の変化については、総世帯数及び1世帯あたりの人員、また、ひとり暮らし高齢者世帯数及び割合、ひとり親世帯数を記載しています。

18ページの地域福祉に係る主な状況についてですが、平成30年と令和5年、また、令和22年(2040年)の本市における要支援・要介護者認定者数や認定率、手帳所持者数等の地域福祉に係るデータを記載しています。

続きまして、19ページ「2 地域活動団体、相談窓口の状況」についてですが、19ページから20ページに記載しています。

まず、19ページの地域活動団体の状況についてですが、記載のとおり、主な地域活動団体といたしまして、7つの団体を記載しています。

20ページの相談窓口についてですが、市役所・社会福祉協議会の福祉に関わる主な相談先について表を記載しています。また、下段には、所管部署だけで対応できない事案等の対応についてイメージ図を記載する予定ですが、現在作成中です。

続きまして、21ページをご覧ください。ここからは、「3 地域福祉のテーマ(主な課題)」についてですが、21ページから32ページに記載しています。

まず、21ページには、次期計画策定の視点として念頭に置きたい、予想される社会の動きについて、アからコまでの10個の点を記載しています。

22ページをご覧ください。ここからは、地域福祉のテーマを大きく4つ設定し、市民意識調査や審議会等の意見を踏まえ、テーマごとに課題を設定し、記載しています。

また、4つのテーマについては、前回の審議会でご説明をいたしました次期計画の構成(案)で設定をした4つの施策に対応したものです。若干の文言の修正はございますが、参考として、36ページに施策展開を記載しております。繰り返しになりますが、今からご説明します、地域福祉のテーマ及び課題を受け、次期計画の施策展開に、つながっていくものであるとご理解いただけたらと思います。

それでは、改めて、22ページをご覧ください。まず、テーマ1「地域内のつながり、市民同士の支え合いの一層の推進」についてです。22ページから23ページの中段にかけて、各種調査結果及び審議会意見を記載しています。お時間の都合上、全ての内容をご紹介でき

ませんので、ピックアップをしてお話しをさせていただきます。

まず、市民意識調査や関係団体調査からは、地域のつながりの必要性を感じる市民が多くおり、また、向こう三軒両隣のような意識を向上させる必要がある等の意見がある一方で、実際のつながりとしては、隣近所とはあいさつ程度が多い、自治会に加入していてもつながりはなく、関わろうとしない等、市民のつながりの必要性についての意識と実態が乖離していることが伺えます。こうした状況の中、同じく市民意識調査から、市民が参加したい（しやすい）地域活動の条件として、同じ関心や志向を持つ人同士の活動、時間や期間にしばらくられない活動の希望が多いこと、また、審議会意見としては、地域の人と人をつないでいくには、子どもや大人、高齢者など共通するキーワードのもと、つないでいくことが大事である、とのご意見がありました。こういったことを踏まえて、23ページの下段にこれからの課題として「身近なかかわりを広げる」「生活の中で支えあうきっかけをつくる」を設定しました。課題についての考え方については、設定した課題の下に2つ記載しています。また、その他、審議会意見で出ました、隣近所との結びつきが希薄になりつつある今、世代を超えた人々が集まり、交流ができる居場所づくりが求められていること、また、住民だけの共助である必要はなく、福祉施設・事業所等の関係機関とともに取り組みを進めていくことが大切になるとのご意見からも、今後、地域の居場所作りや、様々な方が交流できる機会を創出することが重要であること、また、つながりづくりや地域活動を行うのは、市民だけではなく、様々な主体が関わって行うものであると考えることができ、24ページの上段にございます「地域の中で気軽に交流できる機会を増やす」「地域活動の活性化に向けた支援を強化する」という課題を設定いたしました。課題についての具体的な考え方については、設定した課題の下に4つ記載しています。最後に、テーマに係る課題を記載しています。

続きまして、25ページのテーマ2「ニーズ・課題の発見から相談・支援につなげる仕組みの検討」についてです。25ページから27ページにかけて、各種調査結果及び審議会意見を記載しています。

まず、市民意識調査からは、多くの市民は、気心の知れた人に相談する傾向が強く、相談先に市役所や社会福祉協議会を挙げる人は多くないことがわかりました。また、審議会意見として、関係団体調査から「相談を受けてもどこにつなげばよいかわからない」との意見が多く見られるため、相談先（地域資源）を整理した方が良いこと、また、どの分野からの相談であっても、必要な分野につながることでできる相談体制が必要であるのご意見がありました。また、同じく審議会意見として、相談に上がる前の取り組みが重要であり、福祉分野に限らず、多様な分野との困窮事前支援対策の共有が重要であるのご意見もありました。

こういったご意見等を踏まえて、28ページ上段にお示しのとおり、これからの課題として「身近で利用しやすい相談体制を充実する」「困りごとを早期に把握するアウトリーチ活動を充実する」を設定いたしました。課題についての具体的な考え方については、設定した課題の下に3つ記載しています。また、審議会意見の中で、ひきこもり、虐待、ヤングケア

ラーなどのリサーチ方法が求められる、市民が生活困窮に陥る構造などを理解する機会が必要、従来の地域福祉分野に限らず、さらに拡充した分野への接点や関係づくり、協働事業の展開の必要性に触れるべきとの意見がありました。また、市民意識調査からは、市の福祉（サービス）に関する知識や情報の入手方法は、市広報やパンフレットが多く、また、多くの市民がスマートフォン、パソコン等を使用していること、審議会意見として、デジタル化への対応も大切だが、お年寄りにはこれまでの既存のツールも同時に提供していくことも大切とのご意見がありました。こういったご意見等を踏まえて、28ページの中段にお示しのとおり、これからの課題として先程の課題と併せて、「市民、地域活動団体、関係機関等が協働する仕組みを検討する」「情報アクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を図る」を設定しました。課題についての具体的な考え方については、設定した課題の下に4つ記載しています。最後に、テーマに係る課題を記載しています。

続きまして、29ページのテーマ3「多様性の尊重と権利擁護の推進」についてです。29ページの上段に、各種調査結果及び審議会意見を記載しています。多様性の尊重について、各種調査結果及び審議会意見の中で、特にご意見等はありませんでしたが、国や東京都の動向、また、先程21ページで少し触れました、予想される社会の動き等の視点から、これからの課題として、「男女平等、性的少数者等の理解促進、多文化共生と差別解消の機運を高める」「こどもまんなか社会に向けた取組を進める」を設定しました。課題についての具体的な考え方については、設定した課題の下に2つ記載しています。

権利擁護の推進についても、国や東京都の動向、予想される社会の動き等の視点、また、審議会意見として、成年後見制度の利用促進、市民後見人等の養成は地道に取り組む必要があるとのご意見、また、市が東久留米市社会福祉協議会に成年後見制度中核機関運営事業を委託していること等も踏まえ、30ページの上段にお示しのとおり、課題として「一人一人の権利を尊重する制度の普及を図る」「権利擁護に向けた支援のネットワーク化を図る」を設定しました。課題についての具体的な考え方については、設定した課題の下に2つ記載しています。最後に、テーマに係る課題を記載しています。

続きまして、31ページのテーマ4「安全・安心な暮らしを高める取組の充実」についてです。31ページに、各種調査結果及び審議会意見を記載しています。

まず、立ち直りの支援について、市民意識調査から、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援する活動や民間協力者の市民の認知度は高くなく、浸透しているとはいえない状況であることがわかります。また、災害に関することで、関係団体調査から、緊急時に助け合うことはあるが、迷惑をかけたくないという理由で助けを求めない人もいるとのご意見があり、こういった調査結果等を踏まえ、32ページの上段にお示しのとおり、課題として「立ち直り支援のための気運醸成とネットワークの構築」「緊急時に備えて、日頃から顔の見える関係をつくる機会を増やす」を設定いたしました。課題についての具体的な考え方については、設定した課題の下に5つ記載しています。

最後に、福祉のまちづくりについて、審議会意見として、バリアフリーマップを作り、市

内全域に配布できるようにするとのことのご意見がありました。また、ここでは、記載しておりませんが、市民意識調査においても、施設におけるバリアフリー化や、交通の便の改善等の要望が挙げられました。地域福祉においては、サービスや制度のみならず、インフラの整備も重要な課題となります。また、ソフト面として、外国人や障害者等への相互理解が図れるよう学校や地域の講座などで心のバリアフリーを推進していくことも重要です。こうしたことを踏まえて、課題として「官民の協力のもと、ハードとソフトのユニバーサルデザインを進める」を設定しました。最後に、テーマに係る課題を記載しています。第2章「地域福祉を取り巻く現状と課題」については、以上です。

最後に、33ページ、第3章「計画の基本的な考え方」についてです。ここでは、基本理念、基本目標、施策体系、圏域の考え方について記載する予定です。本日は、このうちの基本理念について、4つ案を考えてまいりましたので、皆様にご説明いたします。

34ページをご覧ください。まず、A案「みんなつながれ！みんなが主役の地域づくり」また、A2案「みんなつながれ！みんなが主役の東久留米の地域づくり」です。

今後の地域社会においては、「つながり」という言葉が非常に重要なキーワードになっていきます。これは、市民アンケート調査で、地域のつながりの必要性を感じる市民が7割を超えていることから、おわかりいただけると思います。この認識のもと、現行計画の基本理念である「新たなつながりづくり」の考えを継承・発展させながら、かつ、市第5次長期総合計画のまちづくりの理念である「みんなが主役のまちづくり」の実現を目指していくことを表現する案です。

続きまして、B案「世代や分野を超えてともに支え合う、人も地域も輝くまち 東久留米」です。現行計画で取り入れている考え方の一つに「支援付き地域づくり」があります。これは、従来の縦割り制度や支え手・受け手という考え方ではなく、住民やボランティア、行政等あらゆる主体が積極的に参加し、一緒になって地域を作っていくという考えです。これは国が掲げる地域共生社会の考えに通じるものがあります。世代や分野を超えて、あらゆる人が主体性をもって参加し、支え合う。そうすることで、東久留米市は、人も地域も輝くまちになる。という考えが込められております。

最後に、C案「みんないきいき みんな安心 みんなが参加する地域福祉の推進」です。説明文にもありますが、地域活動や地域の支え合いの担い手不足が大きなテーマになるこれからの時代においては、「地域福祉」が重要な鍵となります。年齢や性別、国籍等を問わず、あらゆる主体が積極的に参加・協働し、地域福祉を進めていくことで、市第5次改長期総合計画のまちの将来像である「みんないきいき」、そしてすべての市民の願いであろう「みんな安心」を実現していくという想いを実現する案です。

以上、4案についての説明ですが、いずれの案についても、先程第2章の中でご説明いたしました、地域福祉のテーマ（主な課題）でお示しした内容、例えば、地域のつながりの重要性や、居場所、相談しやすい体制、様々な主体の連携や協働の仕組みづくり等のテーマや課題を念頭に置きながら考えたものです。

この4案から選んでくださいというものではございません。この4案の中の文言の変更や追記、あるいは、まったく新しい案でも結構ですので、積極的にご意見を頂戴できたらと思います。東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の骨子案についての説明は以上です。

会長：

ありがとうございました。非常に情報量が多かったので、整理しながら進めていきたいと思っております。

まず前段の第1章、第2章についてのご意見、ご質問をいただきながら、これらの内容を踏まえて、事務局の方で第3章「基本理念」の案を示していただいたので、第3章については、是非お一人ずつご発言をいただきたいと思っております。

事務局より説明があったとおり、第1章を簡単に申し上げれば、世の中全体、国、東京都、東久留米市の流れを章の中で触れていただき、計画がどのような位置づけになっているのかについてお示しいただいています。

前々回、前回に私から地域福祉計画は以前の地域福祉計画とは違って、各種計画を取りまとめるような役割であり、あるいは、共通の部分を取りまとめる、つないでいく役目が、新しい地域福祉計画には求められているといったお話をさせていただきました。

第2章については、これまで委員の皆様からいただいた様々なご意見、それから様々なアンケート調査、団体のヒアリング調査の調査結果に基づき東久留米市が、どのような状況にあるのかを踏まえて4つのテーマに分けて、お示しいただいています。この中身が、非常に重要であり、この内容を踏まえると基本理念のイメージにつながり、次回以降お示しいただける施策展開（具体的な方法論）につながっていきます。そのベースになるのが第2章です。

ただ、この第2章を逐次振り返ってしまうと、進まなくなってしまう部分もあるため、気になった箇所については、再度の質問でも結構ですし、改めての質問でも構いませんので、ご意見いただきたいと思っております。

前置きが長くなり恐縮ですが、第1章、第2章、特に第2章についてお感じになられている点、再度確認したい、気になる点等をいただければと思います。いかがですか。

委員：

これまでの審議会の中で、大事なのに言い忘れたことがあります。それは、認知症高齢者への支援です。

再度読み直しましたが、高齢者福祉の中に全部入ってしまっています。やはり認知症の人数が、多くなることは目に見えているため、認知症施策は、本当に重点課題です。それが、生かされるように入れこみたいと思っています。入れ込んでいただきたい場所として、まずは21ページ「3 地域福祉のテーマ（主な課題）」、「予想される社会の動き」にある「ア」です。内容が盛りだくさんではありますが、ここだと考えます。

同様の箇所が後から出てきますが、例えば28ページ中段あたりに、ひきこもり、8050問

題、ヤングケアラー等の、いろいろな問題が書いてあります。この部分に、一文盛り込んでいけると良いかと思えます。ただ、他の方の意見もあると思えますが、認知症に関しては、載せたほうが良いと思えます。

会長：

ありがとうございます。私から質問させてください。

認知症について、特にこの分野で載せて欲しいといった点がありますか。

委員：

「認知症があっても、地域の中で同じように暮らしていける」といった部分が大事だと思っています。ただ、そのためには、やはり支えがないといけなと考えているため、公的な施策だけではなく、地域の理解と支えが必要だと考えます。

会長：

「認知症を患ったとしても、引き続き自分らしくその地域で、当たり前暮らしていける（支えていける）地域」といった意味合いですか。

委員：

はい。

会長：

委員の発言を聞いて、ご意見ございますか。

委員：

認知症の件についてですが、田無警察管内で特殊詐欺が非常に多いです。東久留米市は、最近減っているようですが、西東京市は多くて、全国でワースト3に入っているといった状況です。特に認知症高齢者を狙った詐欺は、結構多いです。

私自身20年程保護司をやっていますが、東久留米の場合、対象者が、一度も欠けたことがないです。犯罪は減っていないです。要するに犯罪の手口が細かくなっています。薬物関係、最近だと盗撮が増えています。

この地域は、環境が良く住みやすいため転居者が多いです。このような地域性もあり、中央線沿線に比べて犯罪が多いです。よって事務局説明の最後にあった住民が求めている地域とのつながり等が必要になった時代に入っていると思えます。

私は、学校の評議員も務めておりますが、学校でPTAがパトロールを常に行っている様子を見ていると、生徒が、登下校時に挨拶をしています。そういった様子を通して、意外としっかりしていると感じます。このようなことから、今後地域とのつながりが大事になると思

います。

やはり犯罪は減らないと思いますし、スマホやネット関係で、巧妙になっています。そういった意味でも、市全体で横のつながりを密にしないと、なかなか難しい時代になると感じます。

会長：

ありがとうございます。前半のお話は、認知症高齢者が、詐欺に巻き込まれて被害に遭うといったお話でした。そして後半は、犯罪を未然に防ぐためにも地域の関わり、地域の目、つながりといったお話でした。後半の部分は、基本理念につながる気がしました。

委員

2人の意見に賛成です。

9ページ「3 計画の位置づけ」についてです。「東久留米市第5次長期総合計画」の下にある六つの計画と調和して同じ方向を向かなくてはならないといった説明でしたが、「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」に認知症高齢者対策が、どの程度入っているか。そことの関係だと思つたため、お話を聞かせてください。

会長：

各計画は、より具体的に掘り下げていく計画になるはずですが、そことの関係性も確認が必要かと思つています。事務局から何かありますか。

事務局：

認知症について入れられるところは、例えば21ページ「ア、エ」でも入ると思つています。どちらがいかについては、検討します。同じような形で28ページに盛り込む考え方もありますし、その後の権利擁護に絡めて30ページに入れる考え方もできると思つています。

会長：

繰り返して恐縮ですが、委員の発言にあった、より掘り下げた取り組みというものは、各種計画で触れていく。一方で、地域といった切り口で、関わりを持たなければいけないフレームは、本計画でも触れますし、どの計画にも共通している認知症、障害があろうとも当たり前の自分らしい生活が維持できるといった点は、どの計画でもまたがることでもあり、地域に関わるという意味合いで、地域福祉計画に載せるといった筋は間違っていないと思つています。そのあたりを事務局で、各種計画でどういった触れ方をしているか、そして地域福祉のテーマにどう盛り込めるかご検討をお願いします。

委員：

別の話ですが、16ページ「1 人口等の動向」「(1) 人口の変化」「人口データ」に平成30年から令和5年の変化が示されていますが、下から3番目「外国人住民（総人口の内数）」の値が1,955人から2,623人と5年間で34%増えています。これは、何か特別なことがあったのか、このとおりに増えていくのか。何か今までと違った課題があるのか。東久留米市には外国人向けの学校などもあるため、この増加傾向が一過性なのか、今後どうなるのか知りたいです。

会長：

何かこの件についてお気づきの方が、いらっしゃいましたらお願いします。

委員：

特別支援学校に通っている親御さんの中で外国人の方が多く、コミュニケーションが取れなくて困難なケースを抱えて相談してくるといったケースを聞いているので、外国人の方が増えているといった実感はあります。

委員：

どの国が増えていますか。

委員：

私たちが対応しているのは中国の方ですが、それ以外は不明です。

委員：

社協が対応している中でも外国人の方が多かったので、改めて見ていくと傾向が分かるかもしれません。

会長：

そうですね。

委員：

5年間でこれ（34%）ですから、単純に10年だと倍になる可能性が考えられます。

委員：

あとはアメリカンスクールもありますが。

会長：

例えば、この間にアメリカンスクールができたといったことではなくて、この5年間で特出する理由が何なのか。庁内で把握できる何かがありますか。

事務局：

理由は不明です。調べてみないとわかりませんが、もしかしたら全国的にこういった傾向がある可能性は考えられるため、調べてみたいと思います。

会長：

もしかしたら、東久留米だけの話ではない可能性も十分ありますので、また何か情報があれば教えていただきたいです。

委員：

「自助、共助、公助」部分についてですが、障害の分野は、2003年（平成15年）に初めて国が支援費制度をつくって、地域福祉がやっと始まったといった歴史があります。そういった意味では、国が制度をつくった歴史が浅い中で「自助、共助、公助」というのは、なかなか障害分野にとっては厳しいと感じます。

今でもご家庭やご本人が苦勞されている現状がありますし、障害分野だけではなく社会的弱者の方たちが苦勞されている現状もあるため、地域福祉の考え方は大事だと思いますが、それぞれの置かれてきた歴史というのも踏まえていただいて、各計画に落とし込んでいただきたいです。意見としてこの文言は、障害分野には馴染まない感じがあります。

会長：

今の話は3ページのコラムにある「自助、共助、公助」について、障害の分野からいくと、なかなか難しといったお話ですか。

委員：

そうです。ご検討いただけるとありがたいです。

委員：

関連した件ですが「自助、共助、公助」の三つですが、最近「互助」があります。この「自助、共助、公助」の三つでは、どうしても足りないです。共助は、みんなで支え合う意味ですが、互助の場合は、それと関係なくボランティアなどです。どうしても三つに分かれる点が、気になります。

会長：

最近は、「互助」が地域福祉の分野でも広まっていますが、互助を分ける考え方もあります。または「共助（互助）」といった表現のところもあります。いろいろな扱い方がありません。

委員：

気になったので発言しました。

会長：

みんなで互助を高めたいのであれば、あえて「互助」を、このページに限らず入れることも可能ですが。

委員：

支え合いは、むしろ共助というより互助です。

会長：

ありがとうございます。関連した意見でも結構ですし、違ったご意見でも構いませんのでお願いします。

委員：

私も、このコラムが、気になっています。なんだか付け焼き刃的な印象があります。この図が借りてきた感じがして、わかりづらいです。

もし入れるとしたら、東久留米市としての考え、意見をしっかりと落とし込んでいただきたいです。

私自身のイメージとしては、まず自助があって、周りで助け合う感じですが。みなさんのご意見を聞きながら進めていくことですが、このコラムについては違和感があったため発言しました。

19ページ「域活動団体」についてです。環境関係の活動をされている団体、化学クラブ、川清掃をされている団体なども、環境団体へ入れたら良いと思います。それから、防災自治組織も入れたら良いと思います。

20ページ「相談窓口」についてですが、公共の相談窓口に偏っていると感じました。社会福祉法人の窓口もあるため、各分野で公共以外の相談窓口も載せたらいかがでしょうか。

24ページの「サードプレイス」についてわかりにくいと思うので、注釈を載せていただきたいです。

25ページ「これまでの取組（第3次計画の振り返り）」ですが、認知症サポーター養成、ゲートキーパー養成などについて載せていただきたいです。

28ページ「これからの課題」にある二つ目の課題の内容に「経験豊富で親身な相談員の配置」とありますが、新しく地域課題が、どんどん出てくるなかで、全てにおいて経験豊富は難しいと感じているため、「安心安全な相談窓口」といった表現に変更していただけたらと思います。同じく28ページの2段落目「市民、地域活動団体、関係機関等が協働する仕組みを検討する」の内容についてですが、22ページ下部分「審議会意見 ネットワークをつなぐコーディネートのしくみ」とも関連すると思います。28ページの8050問題、ヤングケアラー、認知症など様々な分野ごとにつながって、各行政や福祉コーディネーターが、分野を越えて単体機関が何を行っているか、互いに知るといった内容を入れていけると良いと思います。認知症があっても安心して生活できること、それから犯罪が増えていく背景には、つながりの希薄さなどがあり、障害の分野にもつながりの希薄さも関係していると考えられるため、分野を越えて団体間が常につながっている仕組みを具体的に示していただけたらと考えます。

それから30ページ成年後見に関する「市長申立要件の整備」は、いいことだと思います。ただ、これは本人や家族が申し立てた場合でも、報酬の助成などが可能になっても良いのではと思いました。市長申し立てのみに限らず成年後見制度の整備を広げられたら良いと考えます。

会長：

今のところ、もう一度お願いします。

委員：

成年後見制度について、市長申立のみ整備されると思いますが、本人、家族が申し立てても、しっかりと後見できるような報酬の助成制度などを整備していけたら良いと思います。

それから「つながりの場所」についてですが、地域福祉の拠点に、居場所づくりが、盛り込まれていると思いますが、現在の地区センターなどは、なかなか拠点になりづらいと考えます。老朽化により公共施設は、建て替えになりますが、民間で頑張っている場所もたくさんあるため、そういった場所が地域の交流拠点になってきています。そういった民間の施設にも、最低限の耐震性補助があるといいと思いました。

会長：

ありがとうございます。たくさんご意見をいただいたので確認します。まず19ページは、環境活動、防災組織を入れるといった内容でした。

20ページは、公的な窓口だけでなく、市民団体、法人なども窓口になっているといったご意見でした。

24ページ、サードプレイスという言葉が、馴染みないかもしれないため、注釈が必要とのご指摘でした。

25ページ、認知症サポーター、ゲートキーパー養成を盛り込んで、いかがかといったご意見でした。

28ページは、「経験豊富」といった言葉が、ニュアンスとして違うのではないか。「誰でも気軽に相談できる」といった表現が良いのではといったご指摘でした。同じく28ページ、団体同士が知り合いつながることが、コーディネーターの一つの役割となっていくため、今後分野を越えて益々必要になってくるのではといったお話でした。

30ページは、市長申し立てだけではなくて、個人の申し立てについてもフォローが、あるといいといったご意見でした。

最後、拠点について、公的な場だけではなく、民間でも十分拠点の役割を持っているので、そういった場への耐震補強などの支援があれば良いのではといった内容でした。

最初に委員から互助についてご発言いただきましたが、互助について他にご意見ありませんか。

委員：

互助の考え方に触れることは良いかもしれませんが、互助を含む4分類に完全に入れ替えると、共助の概念の中身がシフトすることの説明が少し難しくなります。他の分野での使われ方との整合性の観点で、混乱しないよう留意する必要があると感じます。

会長：

そういう捉え方もあると思います。他に互助についてご意見ございますか。

委員のご意見のとおりではありますが、意味合いが変わってくるため、共助との整理が少し必要になってきます。これは、いろいろな計画で、いろいろなスタイルがあるので、共助の中で互助の考え方を包含するところもありますし、互助をあえて掲げていくところもありますし、共助そのもので良いといったところもあります。これについては、具体施策の中でも触れられてくるとお思いますので、是非具体施策を考える流れの中で、皆様からご意見をいただきながら、どこまで触れていくか検討したいと思います。

ここまでの中で、事務局から発言しておきたい内容があればお願いします。

事務局：

なかなか難しいのは、公共以外の相談窓口を載せるという件についてです。ここを書いて、ここを書かないといったことが、出てくる可能性が無きにしも非ず、です。市役所と市の社会福祉相談窓口だけ書くのであれば、そういった問題は出てこないです。文章中では「各所で相談を受け付けています」といった文言を入れた方が良いとは考えています。

委員：

第3次地域福祉活動計画では、福祉相談所の活動などが載っています。せめて、そのよう

な所は、入れてもいいと思います。

事務局：

福祉相談所、地区センターですか。

委員：

そうです。

会長：

社協の地域活動ですか。

委員：

相談活動の拡充といった項目の中に福祉相談所の詳細があるため、せめて福祉相談所が、入ればいいと思いました。

会長：

福祉相談所は、どういった取り扱いになりますか。次長お願いします。

社会福祉協議会 次長：

市から受託し指定管理を受けた各地区センターで、他にも民間の事業センターなどからのご協力を得ながら「何でも相談できる窓口です」といった看板を掲げて、お話を伺える場としてアピールしています。具体的な相談については、社協の事務局で対応していくといった取り組みです。

会長：

社協に限らず、他の法人に協力をいただいている窓口もいくつかあるということですか。

社会福祉協議会 次長：

そうです。

委員：

社協と一緒に社会福祉法人の連絡会をやっています。

そこで、相談支援の件について、窓口になるかの議論がありました。やはり複雑化して課題も大きくなっている中で、施設が窓口になって対応が、出来るのかといった議論がありました。社会福祉法人の地域検討会では、なかなかそこまでいかないのではないかと話になりました。

その議論の中で、たらい回しになるような事は避けたいため、出来れば公的なところが、しっかりとあって、そこに必ず相談窓口からSOSが出来るような仕組みがあればいいが、なかなか難しい状況もあるので、社会福祉法人の地域貢献の中では、窓口について今回は、保留になった経緯があります。そういった意味でも、先ほどの自助、共助、公助との絡みもあり、公助がしっかりしていると、やれることが、たくさんあると思いますが、どうしても民間だけになると、やはり、わかっている範囲では出来るが、それ以上地域のニーズに対して応えられないといった民間の弱さみたいなものが、現状としてあると私は考えています。

相談も複雑化、多様化している点を、どう捉えるかといったことは、具体的な議論の中で考えていかないといけないと思っています。

会長：

20ページは、相談窓口のことに触れています。

そして磯部委員のお話は、相談窓口はもちろんですが、相談機能の扱い方にも広がるご意見でした。窓口とされる場所は、実質たくさんあるといったご発言が、委員からありました。ただ、それらをどこまで広げるかについては、難しさもあるといったご意見もいただいたため、事務局で、ここに適した表現をご検討いただいてもよろしいでしょうか。

委員：

質問です。23ページ上から3行目「地域福祉コーディネーターの活動から「住みよいまち弥生」が自主組織として運営できるようになった点は非常に大きな意義があり、評価されることだが、一方で、地域福祉コーディネーターの役割が「地域支援」か「個別支援」か定まらない印象を受けた。」とあります。こちらに書かれている内容について理解できますが、具体例があれば教えていただきたいです。

事務局：

これは、審議会での意見です。

委員：

市の意見ではなく、我々からの意見ということですか。どなたか、具体的な例がありますか。

会長：

何か事例がありますかといったご質問ですか。

委員：

個別支援計画の連続が、地域支援につながることもあるため、実際の具体的な例を知りた

くて質問しました。

会長：

これは審議会の意見なので、我々の中でコメントしたものになります。私自身、地域福祉コーディネーターについて多くコメントしましたが、こちらについては、記憶が無いです。

委員：

「住みよいまち弥生」を運営できるようにコーディネーターの方が尽力された点では、良かったと思いますが、コーディネーター1名なので、お一人で地域づくりをしながら支援もといったことがあり、例えば東久留米市が、どちらに重点を置いているのか市に質問したいといった意図だったと思います。

会長：

印象を受けたということなので、間違っていないと思います。

今後の具体的な施策の中で、これからの地域福祉コーディネーターの役割は、進化しなくてはいけないといった現状があります。そういった思いが込められているため、具体的施策で、東久留米の地域福祉コーディネーターは、どこを土台にして進めていくのかは、今後に向けて議論すべき内容だと思います。

改めましてご発言のある方お願いします。

委員：

気になった点が六つ程あります。

3ページのコラムについてですが、上に書いてある本文と、下にある図のイメージが乖離している印象があるため、本文に書かれている内容を、もう少し表現した図になるようご検討いただきたいです。

5ページの一覧、令和6年度に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行（令和6年4月）とありますが、これは令和6年1月施行だと思います。これは従来、予防推進で進めてきましたが、予防だけではなくて認知症になってからも共に生きるといった点を強めに言ってきた部分なので、そういった理念を、どこかにうたったほうが良いと感じました。

9ページ本文の下から2行目社福祉協議会を説明している部分での「本市の福祉サービス・事業の中心組織である」といった表現に違和感があります。地域福祉推進を目的とする団体、事業を推進的に担うといった表現の方がいいと思います。これに関しては、東久留米社協さんからご意見いただければと思います。

13ページSDGsについてです。最近若者はフードロスを出発点としてSDGsに興味を持っています。よって、ここの1ページだけで終わるのは、もったいないと感じています。た

だSDGs自体は、本文にあるように先進国も発展途上国も一緒に行っていくといった理念だと思います。そういった意味では、理念の「だれ一人取り残さない、誰でも貢献できる持続可能な」といった部分と、地域共生社会と通じるものがあるため、さらりと終わるものではないと考えます。

23ページ下の部分「これからの課題」とありますが、課題といった文言ではなく、もう少し前向きな表現がいいと思います。

31ページについてです。令和6年3月に内閣府で、避難所支援の在り方について検討されています。避難所という場に対する支援に目を向けすぎていたため、在宅避難など避難所以外の支援にも方向性が出ているため、ガイドラインなども今後出てくると思うので、その動きを見据えていたほうがいいと思います。

会長：

ありがとうございます。皆様、きちんと目を通していただいて、本当にありがとうございます。

盛り込める部分を事務局でご検討いただき、次回以降、少し修正箇所などを教えていただけると、ご発言いただいた件についての可否が確認できると思いますので、よろしく願いいたします。

委員：

29ページの「こどもまんなか社会の実現」といった言葉が、唐突に出てくるので、ここは注釈を入れていただきたいと思います。

会長：

確かにご指摘のとおり、唐突に出てきた感じがあります。今後の取り組みとして「こどもまんなか社会」を意識した取り組みは、必要になってきますが、この流れで、言葉として出てくるのは唐突かもしれません。

委員：

それから30ページの「葬儀・埋葬の手続き」についてですが、いろいろな支援がある中で、生きている間の支援はあるけれど、実際に亡くなってからの支援が少ない状態にあるため、ここで課題として入れたということは、何かお考えがあつてのことですか。

事務局：

単純に今の高齢化社会の重要な課題として挙がっていることなので入れましたが、これを公的に進めるかについては、まだ考えていない状況です。

委員：

課題としては大きいと思います。

会長：

大事な話ではあります。

委員：

聞きかじりなので詳しくわかりませんが、娘なのに自分の母親が知らないうちに火葬されてしまったといった話をテレビでも言っていました。確かに役所では、いろいろと手を尽くしたと思いますが、この様な例もあるため課題としては必要と思います。

委員：

後見人さんもやむを得ずというか、他誰もいないから最終的に役所にといったケースがあるようです。民間の支援をうたっていて多額を振り込んだが、書類がどこにもなく最後を看取ってもらうつもりだったが、何もなかったといった様々な話があるため、課題に入っていることが大事だと思いました。

会長：

むしろここに入れることが必要ということです。

その他よろしいでしょうか。遡っての質問も可能です。

では34ページからの基本理念についてです。基本理念ですので、説明するまでもなく、これを読めば、本計画の内容が伝わるキャッチフレーズのようなものです。案の中で、どれが1番イメージとしてフィットするか、皆様一人ずつご発言いただきたいです。

今日は、それらを事務局で参考としていただいて、次回以降に反映していただく意味合いにしたいと思います。この案が良い、この案に文章を付け加えたい、あるいは新しく文章を考えましたといった内容でも構いません。順次ご発言をお願いします。

委員：

いろいろ読みまして、それぞれ味があると思いました。私はA案が1番いいと思いました。最初にA案を読んだときに「みんな」を市民と解釈したため、市民の方へ放り投げられたのかなと思いましたが、「みんな」は行政も含め「みんな」ですので、そういった意味では、理念なので具体性がないほうがいいと思い私は文句なしで、A案を選択したいと思います。

会長：

ありがとうございます。これは多数決で決まる話ではないので、どうぞご自由に感じたことを発言いただければと思います。続けてどうぞ。

委員：

いきいきできないことが誰でもあるので、それでもその人自身が尊重され、亡くなり方の意味も含め自分の生き方を考える、自己決定していくことも「みんな」という言葉だと思います。説明文書は合わないと思うので、やはり簡単明瞭なA案またはA案を進化させたフレーズがいいと思いました。

委員：

A案で私が気になったのは、先ほど委員が、放り投げられたと表現されていたように命令口調な点が気になっていて、それから「つながれ！」も含めて命令口調だと感じました。

そして私も「いきいき」が、少し引つかかると思いますが、理念となると、わかりやすく柔らかい言葉の方がいいと思ったため、C案がベースだといいと考えます。

いきいきを「みんな自分らしく」、「みんなつながる」、「みんなが主役」などに変えて、それから「地域福祉の推進」を「地域づくり」、「東久留米」などに変えて、柔らかい地域イメージになるような方向が良いと思いました。

委員：

私もA案が1番わかりやすいと思いました。B案、C案全て含めた意味でA案が、1番明瞭で、わかりやすいと思いました。

委員：

私もA案がいいと思いました。要するに「みんなつながれ！」ではなくて「みんなが主役のまちづくり」の方が簡単でいいと思いました。

委員：

私も「いきいき」という言葉につられましたが、自分としては「みんないきいき」、「みんな安心、みんながつながるまちづくり」といった感じで考えました。

委員：

前回「つながりづくり」がテーマだったと思います。前回を受けて考えたところ、私もA案です。この後つながっていくとしたら、命令形でも良いと思います。「みんなつながれ、みんな主役で地域づくり」のほうが良いと思います。

委員：

私は、皆さんみたいに深く考えていませんが、わかりやすいのはC案だと思います。

委員：

どれが1番良いか悩んでいますが、議論があったように主語を限定しない形であった方がいいと思います。それから「つながる」は必要だと思います。「支え合う」または「支え合える」なのか、表現の工夫が必要と思いますが、計画を見た市民の皆様が、他人事ではなく自分事に響くような表現に仕上がればいいと考えます。

委員：

私はA2案が、すごく馴染むと思いました。

「みんなつながれ！」だと、小学校の全校集会のようなイメージを持ってしまい引っかかっていました。

いろいろな地域の委員会へ参加していて思うこととして、皆さんが、すごく活発に議論されていて東久留米らしさ、市らしさといったものを込めた表現が入っていた方がいいと思います。よって後段の「東久留米の地域づくり」は、すごく良いと思いました。

委員：

障害のある方たちは、常に「みんな」から外れている意識があります。よって「一人一人が主役の地域づくり。そしてつながろう」といった感じで、「違いを認め合ってつながろう」といったイメージが、自分としては良いと思いました。

会長：

ありがとうございます。

一委員として私の意見を出しますと、私は皆さんと違ってB案が1番いいと思っていました。理由としては、この言葉がそのままというよりは、意味合いとして世代や分野を超えることが、これから必要であり、より強化していくイメージが強かったからです。

ただ「世代や分野を超えて」の文言は、硬いので、柔らかい表現は必要かもしれませんが、例えば磯部委員のご意見にあった障害をお持ちの方々も、関わるの方々も、ある意味分野内で一緒という意味合いでも、ここには含まれていると思います。それから地域福祉計画が、各分野をまたがるものであるといった意味合いから、このような部分を表現できないかといった印象を個人的には持ちました。

事務局、現時点で言葉を作らなくても大丈夫でしょうか。委員の皆様が、大体どういったことを大事にしているかがわかれば良いですか。

事務局：

大丈夫です。

会長：

事務局から何かございますか。

事務局：

ご意見が、たくさんあり、全部合わせるのは無理ですので、今後どうするかについては、またご提案させていただきます。

会長：

具体案を進める中で、意味合いや意見が、更に深まると思いますので、引き続きご協力をお願いします。以上で今日の議題を終わらせていただきます。毎回丁寧に目を通していただきありがとうございます。

3 その他

会長：

それでは、「次第 3. その他」ですが、事務局からお願いします。

事務局：

今回の審議会及び部会についてですが、資料の作成が間に合えばといった前提になりますが、7月31日の開催を予定しております。詳細が決まり次第、皆様には、改めてお伝えいたします。

別件で8月3日（土曜日）に、東久留米市役所701会議室にて、地域福祉に関する市民フォーラムを開催する予定です。開催日時・場所については、8月3日（土曜日）の午後2時から2時間程、場所は市役所7階、701会議室を予定しています。対象者は東久留米市民、定員は30から40名程を予定しています。

内容については暫定ですが、会長より、地域福祉についての内容でご講演をいただいた後、参加者による、地域での「つながりづくり」についてのミニワークショップを行う予定です。今後、市の広報やホームページにより、市民に周知をし、参加者を募ってまいります。

ご都合がよろしければ、是非、委員の皆様にもご参加いただきたいと思っております。ご参加いただいた際には、審議会・部会と同様に報酬もお支払いさせていただきます。特に、ミニワークショップを行う場合には、委員の皆様にも実際にご参加いただけますと、議論もスムーズに進むと思いますので、是非お時間、ご都合のつく方は、7月の下旬頃までに事務局までご連絡いただければと思います。よろしく申し上げます。以上です。

会長：

8月3日については、事務局説明のとおりで、地域福祉について、なるべくわかりやすくお伝えさせていただきます。参加される方々は、何らかの関心をお持ちの方々だと思いますので、本日の議論に近い形で引き出せたらと思います。例えば、この場で大事だと言われているキーワードなどを、別の方々が、どう捉えているかなどを、少し引き出せるようになれば

ばと思っております。ご協力いただける皆さんは、是非ご一緒いただくと心強いと思いません。ご都合つければ、是非よろしく願います。ありがとうございました。最後にご質問等あれば願います。

委員：

第3章以降に、推進体制（振り返りの体制）を入れて欲しいと思います。

会長：

本日は、第3章の基本理念のお話でしたが、項目の中に推進体制、評価といったものを入れるということですか。

委員：

第5章かもしれませんが、毎年の評価を入れていただければと思います。

会長：

今後の話になりますが、推進体制を3章か5章に、しっかり盛り込むべきではないかといったご意見でした。ありがとうございます。

その他よろしいでしょうか。

4 閉会

会長：

予定しておりました議事が、すべて終了いたしました。本日も大変ありがとうございました。